

議 事 日 程

令和 7 年第 2 回浜中町議会定例会

令和 7 年 6 月 1 3 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について
日程第 3	議案第 5 2 号	草地の設置委託契約の締結について
日程第 4	議案第 5 3 号	令和 7 年度浜中町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 5	議案第 5 4 号	令和 7 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 6	議案第 5 5 号	令和 7 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 7		議員の派遣について
日程第 8		閉会中の継続調査の申し出について （総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常 任委員会・議会運営委員会）

(開議 午前 10 時 00 分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 議案第 51 号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、議案第 51 号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 51 号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、茶内団地にある平成 3 年度建設、鉄筋コンクリート造 2 階建て、1 棟 8 戸、延べ床面積 650.69 平方メートルの公営住宅を改修しようとするもので、第 1 回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る 5 月 26 日、町内業者 3 社、町外業者 2 社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、丸重種市建設有限会社が 2 億 1 890 万円で落札いたしました。

なお、工期は令和 8 年 1 月 30 日までとしております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第 51 号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これから議案第 51 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

日程第３ 議案第５２号 草地の設置委託契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第３、議案第５２号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第５２号草地の設置委託契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）浜中第２地区につきましては、公益財団法人北海道農業公社が事業主体となり、今年度より事業を実施いたします。

事業期間は令和７年度から令和１０年度までの４か年となっており、総面積５３０ヘクタールの草地整備改良を行うものであります。

なお、本事業における総事業費は４億９６５２万６０００円で、そのうち、国による補助金額は２億３１００万円、北海道による補助金額は６４６８万円となっており、残りの２億８４万６０００円につきましては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の草地畜産基盤整備事業第７の１０の規定に基づき、町と公益財団法人北海道農業公社による契約が必要なことから、ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第５２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第５２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第５３号 令和７年度浜中町一般会計補正予算（第２号）

○議長（落合俊雄君） 日程第４、議案第５３号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第５３号令和７年度浜中町一般会計補正予算（第２号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で、根室市じん芥焼却場建設事業負担金のほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は５９５５万６０００円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として、国庫支出金２５５万８０００円、町債２７９０万円などを充てたほか、不足する財源につきましては繰越金２４６４万７０００円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は９８億７２１８万５０００円となります。

次に、第２表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 議案の５７ページをお願いいたします。

議案第５３号令和７年度浜中町一般会計補正予算（第２号）について補足説明いたします。

第１条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に５９５５万６０００円を追加、歳入歳出予算の総額を９８億７２１８万５０００円とする、第２項では歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正によるとし、第２条地方債の補正は地方債の変更は第２表地方債補正によるとしております。

５８ページと５９ページの第１表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させてい

たきます。

60ページの第2表地方債補正については、1、変更で、過疎地域持続的発展特別事業は本年度配分額の確定、じん芥焼却場整備事業は、対象事業費の変更に伴い、限度額を変更しようとするものであります。

61ページと62ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただき、説明の便宜上、65ページの歳出からご説明いたします。

歳出についてです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費565万8000円の追加は、庁舎管理に要する経費で、1節報酬の会計年度任用職員報酬408万3000円の増から3節職員手当等会計年度任用職員勤勉手当70万8000円の増までは2名の施設管理人雇用に係るもの、8節旅費、費用弁償2万4000円の増は2名のうち1名分を計上するもの、3目財産管理費140万円の減は、公の集会施設等管理に要する経費、17節備品購入費、施設用備品購入で、本年度に整備される湯沸会館用購入備品の一部がコミュニティ助成事業の防災分野で採択されたため、消防費に予算を組み替えるもの、4目振興費250万円の追加は、地域振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティ事業助成金250万円の増で、茶内自治会が実施するお祭り用品などの購入に対するもの、地域公共交通に要する経費は予算の組替えで、地域公共交通計画の策定実施主体を町から浜中町地域公共交通活性化協議会に変更するため、12節委託料、地域公共交通計画策定委託料729万3000円を18節負担金、補助及び交付金、浜中町地域公共交通活性化協議会補助へ組み替えるものとなります。

2項徴税費2目賦課徴収費51万4000円の減は、徴収事務に要する経費、11節役務費、68ページの手数料で、本年度導入予定の預貯金庁舎システムにおいてお試しプランを活用することにより、導入費用や使用料などを減額するものとなります。

3項1目戸籍住民基本台帳費505万2000円の追加は、戸籍住民登録事務に要する経費、コンビニ交付システムの導入に係る経費で、11節役務費、手数料1万4000円の増は試験交付に係る事業者等への手数料、17節備品購入費、事務用機器購入49万2000円の追加はコンビニ交付用機器の購入費、18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金448万8000円の追加はコンビニ交付システムの導入負担金、自治体基盤システム利用負担金5万8000円の増は、コンビニ交付サービスの運営負担金となります。

3款民生費1項社会福祉費2目障がい者福祉費119万8000円の追加は、子ども発達支援事業に要する経費の健診等で発達支援が必要とされたお子さんに対する親子教室に関するもので、10節需用費、消耗品費25万1000円の追加は、教室に通うお子さんの学習教材などの購入、修繕料57万2000円の増は、教室として間借りする浜中農村環境改善センター2階会議室の内装改修、17節備品購入費、事業用備品購入37万5000円の増は、デスク、チェアなど、教室開設に必要な備品の購入、3目高齢者福祉費3

95万円の追加、在宅福祉に要する経費351万円の追加は、12節委託料、高齢者在宅生活支援事業委託料で自立生活支援サービス事業費の不足分を計上、介護保険特別会計繰出金44万円の追加は財源調整となります。

2項児童福祉費、69ページの1目児童福祉総務費246万7000円の追加、へき地保育所に要する経費30万8000円の追加は、17節備品購入費、施設用備品購入で、落雷が原因で故障した姉別保育所のストーブと給湯器を各1台購入するもの、保育所給食に要する経費、1節報酬、会計年度任用職員報酬13万3000円の追加から3節職員手当等、会計年度任用職員勤勉手当2万5000円の追加までは調理員1名の勤務時間変更に係るもの、その他保育に要する経費192万円の追加は、20節貸付金、福祉職修学資金貸付金で保育士志望の1名に係るもの、妊婦のための支給給付金に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、出産・子育て応援給付金5万円の増は、本年3月に出産した方が支給要件となる出産後面談を4月に実施したことにより生じたものとなります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費104万6000円の追加は、浜中診療所特別会計繰出金で財源調整、2目健康促進特別対策費8万9000円の追加、母子保健に要する経費、1節報酬、会計年度任用職員報酬7万1000円の追加及び8節旅費、費用弁償1万5000円の増は、本年度から始まる5歳児健診のサポートに入る保健師に係るものとなります。

72ページの17節備品購入費、事業用備品購入3000円の追加は、幼児身長計の値上がりによる不足分、5目診療所費60万2000円の追加は、歯科診療所管理に要する経費、10節需用費、修繕料で茶内歯科診療所の配水管修繕に係るもの、6目地域水道費675万4000円の追加は、かんがい排水事業用水施設管理に要する経費で、10節需用費、修繕料107万8000円の追加は、西円朱別浄水場送水ポンプのフードベントサクシオン管の取替え、薬品費567万6000円の追加は水質安定のために使用する活性炭及び次亜塩素酸カリウムの不足見込み分の計上となります。

2項清掃費2目じん芥処理費2652万3000円の追加、じん芥処理に要する経費2638万円の追加は、18節負担金、補助及び交付金、根室市じん芥焼却場建設事業負担金で、建設事業費の確定による本年度不足分を計上、最終処分場管理に要する経費、17節備品購入費、事業用備品購入14万3000円の増は、場内で使用する計量器つき台車を更新するものとなります。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費100万円の減は、農業行政に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、有限会社浜中町酪農ヘルパー組合運営費補助で補助の取下げ、3目農業振興費100万円の追加は、新規就農者誘致・育成に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、74ページの有限会社浜中町酪農ヘルパー組合担い手対策負担金100万円の増で新規計上、4目畜産業費50万円の追加は、産業振興資金貸付けに要する経費、20節貸付金、産業振興資金貸付金で繁殖牝馬1頭の購入に対するものとなります。

6 款 1 項 商工費 2 目 商工振興費 2 6 6 万 4 0 0 0 円の追加、商工振興に要する経費、1 8 節 負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助 6 6 万 4 0 0 0 円の追加は、1 事業者が行うショーケース購入とアイスカップ制作などに対するもの、小規模事業継続支援補助 2 0 0 万円の追加は、1 事業者が行うオープンケース購入と冷凍機取付け工事に対するものとなります。

8 款 1 項 消防費 2 目 災害対策費 1 4 0 万円の追加は、災害対策に要する経費、1 8 節 負担金、補助及び交付金、コミュニティ事業助成金 1 4 0 万円の増で、湯沸会館の非常用発電機やテーブル、椅子購入に対するものとなります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費 2 目 事務局費 5 2 万 8 0 0 0 円の追加は、育英事業修学資金給付に要する経費、7 節 報償費、育英事業奨学資金給付金で、本年度の奨学生及び給付金額の決定による不足分の計上、6 項 保健体育費 2 目 社会体育施設費 5 3 万 9 0 0 0 円の追加は、大規模運動公園管理に要する経費、1 0 節 需用費、修繕料で、総合体育館の地下燃料タンクの油面指示計を交換するものであります。

7 7 ページの給与明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、歳入の説明をいたします。

6 3 ページをお開きください。

歳入についてです。

1 4 款 使用料及び手数料 2 項 手数料 1 目 総務手数料 1 万 5 0 0 0 円の追加、1 節 総務手数料、住民登録手数料 6 0 0 0 円の追加はコンビニ交付住民票手数料として 2 0 件分を見込み計上、証明手数料 9 0 0 0 円の追加はコンビニ交付印鑑登録証明手数料として 2 0 件分を見込み計上するものです。

1 5 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金 2 5 2 万 5 0 0 0 円の追加は、1 節 総務費補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金 2 5 2 万 5 0 0 0 円の増で、コンビニ交付システム導入事業に係る対象経費の 2 分の 1 を計上、2 目 民生費国庫補助金 3 万 3 0 0 0 円の追加は、2 節 児童福祉費補助金、出産・子育て応援給付金事業補助 3 万 3 0 0 0 円の増で、歳出で計上した出産・子育て応援給付金 5 万円の 3 分の 2 の計上となります。

1 6 款 道支出金 2 項 道補助金 2 目 民生費道補助金 8 0 0 0 円の追加は、5 節 児童福祉費補助金、出産・子育て応援給付金事業補助 8 0 0 0 円の増で、出産・子育て応援給付金 5 万円の 3 分の 1 の計上となります。

1 9 款 繰入金 1 項 基金繰入金 4 目 育英事業基金繰入金 5 2 万 8 0 0 0 円の追加は、育英事業奨学資金給付金に充当するものです。

2 0 款 1 項 1 目 繰越金 2 4 6 4 万 7 0 0 0 円の追加は、1 節 前年度繰越金、前年度剰余金で財源調整するものです。

2 1 款 諸収入 6 項 4 目 雑入 3 9 0 万円の追加は、コミュニティ助成金 3 9 0 万円の増で、茶内自治会のお祭り用備品購入及び湯沸自治会の会館用備品購入に対する助成金となりま

す。

22款1項町債1目総務債150万円の追加は、1節総務管理債、過疎地域持続的発展特別事業債（過疎債）で本年度配分額の確定によるもの、2目衛生債2640万円の追加は、1節保健衛生債、じん芥焼却場整備事業債（過疎債）で根室市じん芥焼却場建設事業費の確定により本年度負担金の増に伴うものであります。

以上、議案第53号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第53号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、66ページの歳出について、数点質問させていただきます。

66ページの総務管理費のうち、庁舎管理に要する経費565万8000円についてです。

先ほどの説明では、報酬と職員手当までは2名分、費用弁償に関しては1名分ということでしたが、施設管理人の雇用は去年の項目を見てもありませんでした。

まず、施設管理人の役割がこれまでどうなっていて、今回、どうして会計年度任用職員の雇用になったのか、また、これが当初予算でなかった理由もご回答をいただければと思います。

次に、68ページの3款1目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民登録事務に要する経費505万2000円の増についてです。

こちらはコンビニ交付に係るものだと全員協議会でも説明をいただきましたが、町民の皆様は直接サービスが受けられるものになると思いますので、その内容と開始の予定、それまでの流れなどについて、周知の意味も含め、改めてご回答をいただければと思います。

次に、同じページの3款民生費1項社会福祉費のうち、子ども発達支援事業に要する経費についてです。

こちらは親子教室分ということでした。たしか、健診のときに発達の度合いを見ながらということで、5歳児が対象だったかと思うのですがけれども、こちらの対象と内容、また、どなたが対応するのか、保健師なのか、医師なのか、役場の専門の職員がいらっしゃるのか、それから、当初予算ではなかった理由がありましたらご回答をお願いします。

次に、70ページの同じく3款民生費2項1目児童福祉総務費のうち、その他保育に要する経費192万円についてです。

福祉職修学資金貸付金となっていて、全員協議会でも、今のご説明でも、1名分の新規計上ということで理解したのですがけれども、当初の説明のときは192万円を8万円の12か月の2名分と記憶しています。今回、1名分で同額ということですが、どちらの内訳が正しいのか、どちらも正しいのであれば、何か理由があるのかについてお答えをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 66ページの庁舎管理に要する経費の施設管理の報酬等に関わるとご質問にお答えをさせていただきます。

庁舎管理については、昨年度までは、再任用者2名を雇用し、行っておりました。

今年度、当初予算策定時の段階におきましては、1名の再任用者が任期満了となって、1名分の再任用者については給与費で予算措置しておりました。しかし、その後、4月1日の人事異動の際、庁舎管理を行う庁舎管理人2名を雇用するという決定をしたところでございます。

施設管理人の業務ですが、庁舎管理としての草刈りや除雪、それから、公用車の管理、タイヤ交換、洗車等、また、ほかの部署に携わって、例えば、ハツラツ倶楽部わっはっはの送迎、保育所や町有地の一部草刈り、あるいは、自治会配付、内部事務などでして、先ほど申しましたように、4月1日付の異動に伴って、本町においてパートタイム会計年度任用職員2名を雇用することにいたしました。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 68ページの戸籍住民登録事務に要する経費のうち、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスの導入についてご説明申し上げます。

こちらは、町民サービスを向上させるため、個人番号カード——マイナンバーカードを利用した住民票の写しと印鑑登録証明書の交付について、令和8年2月をめどに、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末でのサービスを開始する予定となっております。

町内には3店舗のコンビニがあるのでございますけれども、その営業時間の6時半から23時までが利用可能となっております、土日も含めて利用できることとなっております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 68ページの子ども発達支援事業に要する経費の質問にお答えいたします。

まず、背景と具体的にどういうことやるのか、長いのですが、ご説明させていただきます。

本町における子どもの発達相談支援は、釧路の地域生活支援センターに委託し、実施しておりますが、令和5年度以降は、業務を行う心理士が在籍しておらず、札幌市から派遣で実施している状況となっております。このため、本町への支援の日数が年4回から年に2回に減っており、かつ、この事業所自体が管内から撤退するという話にまでなっております。

本町は、児童発達や放課後デイサービスを行う療育機関が1か所しかなく、定員に達している状況となっております、サービスの提供を受けるには障がい福祉サービス受給者証というものが必要になりまして、一定の公費負担はあるものの、制度の利用に一定の基準がありますから、発達の遅れなどの課題を早期に発見できても直ちにサービスを受けることができず、早期療育とはならないのが現状です。

現在、健康福祉課に2名の保健師が在籍しておりますが、本来は4名体制のところ、2名の欠員となっております。通常業務に加え、療育の研修を受けて専門の業務を行うことは現実的ではないということから、保健師の募集と並行して心理職の募集も行っております。発達支援業務の維持、継続を図ろうとしたところであり、複数回の募集を行い、公認心理士の資格を持つ職員を内定したのが令和7年2月末となります。

親子教室と言われるものですが、先ほども説明がありましており、健診等で発達支援が必要とされたお子さんとその保護者に対する療育を目的とした場となっております。

この親子教室の開催に当たっては、開催場所を浜中農村環境改善センターの2階会議室がちょうどいい大きさであり、バリアフリートイレやアリーナも完備されており、活動するのによい環境であることから、最適な場所として判断しました。

本施設は、浜中市街に住まわれている方のコミュニティー活動の拠点として使用されている施設なので、会議室も通常の会議や葬儀などで会場として使用されていることを認識しておりましたので、自治会で使用する場合はそれを優先させ、カーテンで目隠しするほか、床は長尺シートやタイルカーペットを設置するなどし、共同で利用させてほしいという旨、浜中振興会へ打診したところ、快諾していただきました。

なお、週1回程度を目標として開設準備を進めたいと考えているところであります。

次に、当初予算でなかった理由ですが、心理士の内定が予算の編成時期後になったからです。ただ、この心理士によって親子教室を週に1回程度実施したいと考えております。

対象となるお子さんは、5歳児健診が今年度から始まりますけれども、5歳児健診に限らず、乳児健診など、主に就学前のお子さんとして、通常の療育機関よりも敷居を低くして、なるべく早期に対応できるように進めたいと考えております。

対象者はおよそ10名程度です。まだ具体的な人数は分からないのですが、お子さんや保護者の都合に合わせ、週1回から月1回程度で実施できればと考えております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議案70ページのその他保育に要する経費のうち、貸付金、福祉職修学資金貸付金の192万円の増についてご説明させていただきます。

このたびの貸付金の対象は、札幌圏の4年制大学に通う浜中町出身の2年生で、昨年度——令和6年度から大学に就学しております。卒業後の進路で教員と保育士のどちらかで迷っておりまして、また、浜中町への就職となるかどうか未定だったため、ほかの修学資金を借りていたそうです。

ただ、このたび、保育士を目指して浜中町で働きたいという決意が固まったということから、借りていた別の修学資金を返済し、浜中町の福祉職修学資金を利用したいとの申出がありました。

1名分ではありますが、6年度分と7年度分の2か年分、月額8万円の24か月分を計上しております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 再質問をしないものは承知いたしました。

聞き漏らしていたかもしれないのですが、まず、68ページの子ども発達支援事業に要する経費についてです。

内容や対象のお子さん、もろもろの設備の準備なども承知いたしました。頻度はまだ定めてはいないけれども、週に1回から月に1回ぐらいと把握しました。もしご答弁をいただいていたら申し訳ないのですが、開始時期のめどが分かりましたらお願いいたします。

次に、70ページのその他保育に要する経費の修学貸付金についてです。

まず、令和6年度と7年度の2か年分ということで承知したのですが、現状の保育士の充足状況や体制をお伺いします。常設保育所を2か所、僻地保育所を3か所と支援センターを開設されており、この貸付金が浜中町の保育士の確保の一つの手だてにもなっているものだと思いますので、現在の充足状況についてもお知らせをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 子ども発達支援事業に要する経費の親子教室の開始時期についてご回答いたします。

具体的にはまだ決まっていないのですが、まず、施設改修をしてからということになりますので、今のところ、スケジュール的には8月から9月ぐらいなのではと考えております。

ただ、実際に改善センターで実施する前に役場の施設内でのプレオープンを来月ぐらいから始めたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 保育士の充足状況について答弁いたします。

現在、保育士は、常設保育所と僻地保育所、子育て支援センターと一時預かり保育を行わせていただいております。今、25人の保育士がおりまして、代替を含め、そのほかに会計年度任用職員が23人います。

まず、今後、保育士がどうなっていくかですが、現在、職員の保育士25人のうちの17人、代替を含む会計年度任用職員23人中15人が50歳以上となっておりますので、今後の退職などにより補充等が必要になるものと考えています。そういった意味でも、福祉職修学資金はすごくありがたいものだと感じているところです。

今年度については上手に配置ができたものですから、ぴったりぐらいですし、これから途中入所などが出てきた場合でも各クラスで受入れができるような体制にしております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 1点だけご質問させていただきます。

72ページの衛生費の中の清掃費、じん芥処理に要する経費のうち、根室市じん芥焼却

場建設事業負担金2638万円についてです。

当初予算で376万円が計上されておりまして、今回の補正等がありまして、トータルで3014万円だと心得ております。

こちらは、今回の補正の中でも非常に大きなものです。根室市のじん芥焼却場は、令和10年度までに新しく建てるものですよね。それに対しての当町の負担は、これからますます大きくなると思うのですが、建設に当たっての経緯や総工費、当町でのこれからの年度ごとの負担などの推移の説明をよろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 72ページのじん芥処理に要する経費のうち、じん芥処理に係る経費についてご説明申し上げます。

こちらは根室市じん芥焼却場建設負担金になりますけれども、令和7年3月25日に契約が締結され、契約金額は88億円となっております。

契約業者は、E & E 荻原テラジマ特定建設工事共同企業体です。

工期は、令和7年3月25日から令和10年9月30日となります。

これからの工事の浜中町の負担額について令和4年度からご説明申し上げます。

負担額についてですが、令和4年度は744万2000円、令和5年度は424万9000円、令和6年度は508万9000円、令和7年度は3014万円、令和8年度は9688万2000円、令和9年度は5億899万1000円、令和10年度は1億6199万8000円となっております。

浜中町の現在までの負担額は8億1479万1000円となっております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 今の推移を聞いてみますと、令和9年度、10年度がピークなのですね。9年度は5億円超えといったとても大きな負担額となっております。浜中町のごみ処理焼却に関しては切っても切れない大きな役割を果たしてくれてる根室市のじん芥焼却場でございますから仕方がないかもしれませんが、9年度ぐらいになってくるとほかの償還などもあり、財政的にピークなときだと存じております。

8年度、9年度、10年度の予算組みなど、昨今の状況から考えますと負担額の変動なんか懸念されるところであります。こういったものに対しては慎重に、また、しっかりとした予算の確保をよろしくお願いします。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 71ページの農林水産業費のうち、72ページの補助金100万円についてです。

3月にも質問させていただきましたが、今回、組替えとなりまして、負担金に名目が変わっております。事前に説明を受けましたが、どうして変えたのかという経緯のご説明をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 72ページの農業行政に要する経費及びその下段の新規就農者誘致・育成に要する経費で、従前は補助金、負担金、ヘルパー組合運営費補助で計上しており、このたびの補正予算で74ページのヘルパー組合担い手対策負担金で計上した経緯についてご説明いたします。

地方税法上、法人へ補助金を支出することは問題ないという認識の下、新年度予算に計上いたしました。しかし、予算審議の中で、法人の運営に対して町が補助金を支出することに対し、町民に疑念を持たれるおそれがあるということから、このたび、上記補助金を取り下げ、新たにヘルパー組合が行う担い手対策に特化したものへの負担金として計上した次第でございます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今ご答弁いただいたことは事前に私たち議員に説明がありました。

まず、今年度の100万円の負担金という組替えですけれども、来年度以降も同額をヘルパー組合に負担するというお考えがあるのかどうか、また、ほかの業種であっても、例えば、要望があった場合、会社法人にかかわらず、負担をお考えかどうか、お示してください。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

今後の話ですが、あくまでも担い手対策に特化した経費と考えております。ヘルパー組合が行う企業説明会、就農フェアへの参加費、求人費及びウェブ広告費のほか、毎年行っているインターンシップの受入れに要する経費で、令和7年度につきましては179万円の経費を要しております。このたびの負担金は、町としてそのうちの100万円を負担するというものでございます。

ヘルパー組合の今後の担い手対策について、その金額に応じ、また負担する予定です。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 他の業種、企業、法人等に波及させるのかというご質問についてです。

今回、ヘルパー組合へ担い手対策ということで支援を行った要因の一つといたしましては、町内の2大産業の一つである酪農業はヘルパーがいなければ成り立たないということがあり、非常に大きい課題であるという町の認識から、担い手対策に支出したということです。

それに加え、酪農家の過半数以上の140戸が加盟しておりますし、農協の後ろ盾もあるという状況の中でこのヘルパー組合が存続しております。

また、このヘルパー組合は、現在、有限会社でありますけれども、個人が設立した法人ではなく、農協が主体となって設置した法人であること、また、ヘルパーは、現在、非常に人員不足だとお聞きしております、浜中町でヘルパーをしていただき、長く勤めていただき、できれば新規就農にもつなげていっていただきたいという意味合いから、今回、

計上したということでございます。

他の産業としては漁業がありますけれども、漁協なり多くの漁業者の皆様が参画するような組織等があれば、支援する可能性はあるのかなと思います。しかし、現状、漁業組合については、例えば、浜中漁協であると、漁業者の子弟しか組合員になれないというような制約等もございますので、新規で行うということは難しいのかなと思っています。

いずれにいたしましても、担い手対策の事業の内容を見ながら、十分に精査していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今、副町長より詳しくご説明をいただき、おおむね理解しました。

懸念しているのは、農業に特化したことではない場合、今、ご答弁をいただいたのですが、平等をうたう行政が不公平なく、個人へではなく、全体の負担軽減や担い手対策といったことであれば、漁業だけではなく、商業も観光もあらゆる産業に波及させることも考えられるかと思います。ただ、いい見本にしていadakきたいという思いでの質問だということを理解していただきたいです。

また、昨日から一般質問でもありましたが、これは今回初めてのことだと思います。公から有限会社に負担金を出すというのは今まで例がないものかなと私は思うのですが、最初のいい見本になってほしいという思いがあります。

その上で、関連の質問になってしまうかもしれませんが、昨日から話題になっていました空き家対策で、大執行をやっていますよね。こうなると、これを通したから、前回はこれがあったからこうやれば通るのですか、どうやったら通るのですか、どうやったら負担金として応援していただけるのですかという議論になりかねないと思います。

そこまで先のこともお考えかどうか、お示してください。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ただいま空き家対策の関係のお話でしたが、町政として、この浜中町をよりよいものにしていくための政策、施策を見て、これは公的に必要かどうかを十分に判断した中で検討したいと考えております。

今回は有限会社でありますけれども、負担金を支出するというのは全町的に見て必要性があるだろうという判断の下、支出をしたということでありますので、そうした視点から今後も対応していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、68ページの戸籍住民登録事務に要する経費についてです。

先ほどコンビニ収納についての説明をいただいたのですが、このサービスが開始することを町民に周知する意味では少々説明不足かなと思ったのです。というのも、コンビニ交付というのは、町内だけのコンビニで利用できるものではないと思います。例えば、釧路に行って書類が必要になったとき、マイナンバーカードがあることによってサービス

が受けられ、現地で書類が受け取れるというものですよね。

その上で、コンビニ交付の内容について、もう少し分かりやすく、詳しく説明していただければと思います。また、開始される時期がいつからになるのかも併せてご答弁ください。

次に、同じページの子ども発達支援事業に要する経費についてです。

およそ内容は把握しました。ただ、1点気になったのは、開催日が週1回から月1回という大変幅のある答弁であったことです。現在、というで実施しているものは大変需要も多くて受け入れ切れないという答弁だったかなと思うのですが、この程度の開催で果たしてニーズに応えられるのでしょうか。

最後に月1回という答弁もあったかと思います。ニーズが増えれば回数を増やしていくという方向になるのかなと思うのですけれども、それについても併せてご答弁ください。

次に、70ページのへき地保育所に要する経費の備品購入費についてです。

ストーブと給湯器の故障の原因が落雷によるものという説明だったと思うのですけれども、ストーブと給湯器だけなのですか。要は、保育所であってもパソコン等が当然あるわけで、そういった電子機器に影響がなかったのかというのが率直な疑問なのです。

コンセントを抜いていましたというのであれば分かるのですけれども、例えば、近くのトランスなりに落雷して壊れたということなのか、どのように対応されたのかも含めてご答弁ください。

次に、その下の保育所給食に要する経費についてです。

正直、金額は少額ですけれども、今回、補正で出てきたのは、以前検討していると言っていた完全給食化に向けての第一歩なのかなと期待していたのです。しかし、先ほどの補足説明では、どうもそうでもないような感じを受けたのです。

そこで、再度、今回の補正の内容と完全給食化に向けての進捗状況を説明していただければと思います。

次に、74ページの商工振興に要する経費の補助金についてです。

町内事業者が利用でき、大変使い勝手のいい補助事業だなと感じております。差し支えなければ、店舗になるのかどうかは分からないのですけれども、今回、両補助事業を利用する店名をもし言えるのであれば、どことどこなのかをお知らせいただきたいと思います。

また、各事業のショーケースの金額等を詳しく説明していただきたいと思います。できる範囲で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 68ページの戸籍住民登録事務に要する経費のうち、コンビニ導入についてご説明申し上げます。

先ほどの続きになりますけれども、導入時期につきましては令和8年2月を予定しております。コンビニ納付については、先ほどは町内のコンビニの3店舗のみという説明で、説明不足でありましたが、全国の約5万6000店舗で証明書を取ることができます。

なお、先ほど、利用時間について、町内であればコンビニの開店している時間と申しましたが、それ以外でありましたら、午前6時半から午後11時までが利用可能となっております。また、利用可能な月ですが、12月29日から1月3日を除く年中無休となっております。

そして、証明書の手数料については、役場で支払って金額と同様となっております、住民票の写しでありましたら世帯人数1人から3人までが1通300円、世帯人数4人から6人までが1通450円、世帯人数7人以上が1通600円となっております。また、印鑑登録証明書については1通当たり450円となっております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 68ページの子ども発達支援事業に要する経費の親子教室の開催日に幅があるということについてお答えいたします。

先ほどご説明した週1回から月1回という設定については、対象となるお子さんの日程からでして、具体的には、そのお子さんが週1回通えるということであれば週1回、月1回しか通えないということであれば月1回でそのお子さんを受け入れるということです。

ですから、例えば、対象者が10名いて、毎週通いたいといった場合です。家族ごとに教室が開催されますので、午前、午後を含め、毎日開催するということも、人数次第ではあるのかなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議案70ページのへき地保育所に要する経費のうち、備品購入、落雷による姉別保育所のストーブと給湯器の故障についてご説明させていただきます。

経緯といたしましては、今年の3月26日の10時35分頃、落雷により姉別地区に停電が発生しました。暖房が使えなくなったことから、保育継続が難しいと判断し、父母会と相談の上、12時をもって閉所しました。電気復旧後に施設確認したところ、2・3歳児クラスにあるFFストーブと給湯器の主電源が入らず、業者に確認してもらいました。そうすると、排煙棟から感電したものだという見解でした。基板が焼け焦げている状況で取替えが必要となり、このたび補正させていただくものです。

ほかにも2台のストーブがあったのですがけれども、そちらは全然大丈夫で、電話機など、コンセントに差していたほかの家電についても何も問題はありませんでした。

次に、保育所給食に要する経費のうち、会計年度任用職員の報酬及び期末手当と勤勉手当について説明させていただきます。

保育所の調理室は朝7時30分から夕方4時までの7時間30分勤務となるのですが、1人の会計年度任用職員は、ご家庭の事情により、今まで朝8時から夕方4時までの7時間勤務としておりました。ただ、今回、ご家庭の事情に調整がついたということで、この5月からは、ほかの方と同じく、朝7時30分から勤務ができるようになったということで、勤務時間が30分延びまして、その分の月額変更の差額となります。それに合わせて、期末手当と勤勉手当についても増額となったところです。

次に、完全給食化についてです。

給食に伴う主食の提供は令和7年度から実施予定で計画を進めておりました。昼食の提供ということになると、当然、作業も増えるので、安全に給食を提供するために給食調理業務を外部委託する計画でおりました。

安全に事故なく主食を提供するには調理業務の委託が現場では必須だと考えております。それに向かっていたのですけれども、内部で協議を進めるうちに、今後、子どもの数が減っていく中、今の霧多布保育所と茶内保育所の2か所で行っている調理を茶内保育所1か所で調理し、霧多布保育所に外部搬入できないかという話になりまして、令和7年度からの調理委託及び主食の提供を一旦ストップし、給食調理の一元化が可能かどうかを探ることとしました。

いろいろと調べてみましたら、常設保育所への給食の外部搬入は、例えば、内閣府に構造改革特区として申請して認定を受けるなど、ハードルも結構高いようです。ですから、7年度当初からの主食提供とはせず、まずは霧多布保育所への外部搬入の検討を進め、なるべく早く給食調理の外部委託と主食提供も実施できるよう、細やかな検討を進めていきたいと考えています。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案74ページの商工振興に要する経費のうち、負担金、補助及び交付金に関してご答弁申し上げます。

まず、補助金の地域経済活性化促進奨励補助についてです。

当補助金については、補足説明でもあったとおり、1事業者からの申請でして、コープ浜中のショーケースの導入に係る事業と新パッケージ作成に要する事業です。

まず、ショーケースの導入ですけれども、アイスクリームのショーケースです。冷凍したアイスクリームを陳列するショーケースの導入となります。325リットルの冷凍ショーケース設置費込みで対象経費38万6000円です。それから、新パッケージ作成事業については、このたびカップアイスの新商品が出たということで、それに関わるカップの作成事業とカップを入れる6個入りの段ボールの入れ物を作成する予定です。

カップについては蓋とセットで1万500個を作成するというので、カップの模様のプリント代も全て含めまして74万9000円、また、段ボールの6個入りの容器を1000個つくるということで、19万4000円となります。

アイスのショーケースが38万6000円、アイスのカップ作成が74万9000円、段ボールの容器が19万4000円で、合計132万9000円となりますが、対象経費の2分の1の補助でございますので、66万4000円の補助となります。

次に、小規模事業継続支援補助についてです。

こちら1事業者ですけれども、個人の小売業者ということでご理解をいただきたいと思います。店舗の改修に係るものでして、店内の冷凍機器の入替えに関する工事です。工事一式で対象補助経費が340万円、2分の1の補助で上限額が100万円ですので、そ

の分の１００万円です。もう一点は備品の購入になるのですが、オープンケースという飲物を冷やしながら陳列できる棚のついたケースがあり、その入替えて、一式経費が３１５万円ですが、これも上限額１００万円です。

前段の冷凍機器の入替え１００万円とオープンケースの購入１００万円、合計で２００万円の補助という内容となっております。

○議長（落合俊雄君） ５番川村義春議員。

○５番（川村義春君） ７２ページのじん芥処理に要する経費についてです。

８番議員から質問があって、詳しくご説明をいただきました。根室市の今ある場所のすぐ隣に新しいものができるということです。これも全員協議会のとときにどなたかが質問していましたけれども、解体する場合の経費について確認しておくべきではないかという話もありましたので、申し訳ないのですが、この場で確認をさせていただきたいなと思います。

多分、今まで、根室市は、浜中町のごみがあって経費を賄えたというようなことで喜んでいましたので、解体費用については求めないのかなと思っておりますが、どうなったのか、確認をさせていただきたいと思います。

次に、戻るのですが、６６ページの地域振興に要する経費と７４ページの災害対策に要する経費の補助金についてです。

どちらもコミュニティ事業助成金という説明がありました。歳入についても雑入でコミュニティ助成事業への補助となっています。

予算説明の仕方について気になったので、言わせていただきますが、歳出のコミュニティ事業助成金は、例えば、６６ページについては茶内自治会のお祭り用品等の助成金だと分かるようにする、あるいは、７４ページの災害対策に要する経費のコミュニティ助成金は何でしょうかといったら、湯沸会館の備品購入助成金というように、具体的な名前にしたほうがいいと思います。

説明はありましたけれども、一目で分かるようにすべきではないでしょうか。予算のつくり方としてはそうすべきだと思っています。今後、そういうふうにしていく予定があるのかどうか、お答えください。

歳入を見て、コミュニティ助成金３９０万円の内訳はと聞いたら、茶内自治会のものが２５０万円で湯沸地区のものが１４０万円と分かります。これが歳出の特定財源に入っていると捉え、具体的な事業名もぱっと見て分かるようにすべきではないかという提案でして、それに対するお答えをいただきたいと思います。今後、検討するということであれば、そのようにお願いをします。

次に、６６ページの地域公共交通に要する経費のうち、委託料と補助金の組替えについてです。

説明を受けた中では、今年度から国の補助金が出るということでの組替えだというような話でした。

協議会が策定するというのであれば国から補助金が出る、出なければ委託料としてそのまま計上していたということのようですけれども、実質、協議会に対して補助がされても、協議会がまたどこかの団体に対して委託をされるのかなと思うのです。単に補助があるからこういうふうに組み替えたというだけなのでしょうか、その考え方をもう一度知らせていただきたいと思います。

それから、これは聞かないでおこうかなと思ったのですが、歳入との関係があるので、お聞きしておきます。

70ページの妊婦のための支援給付金に要する経費のうち、出産・子育て応援給付金5万円の増についてです。

出産・子育て応援給付金は、令和6年度の事業別経費のタイトルなのです。出産・子育て応援給付金から妊婦のための支援給付金に要する経費に変わったということで、事業調の説明を見たら、令和7年3月末出産に係る出産・子育て応援給付金を増にしましたという説明だったのです。

単純にこれだけを見れば、3月中に生まれているということだけ見れば、これは6年度予算で支出すべきものだったのではないかなと思うのです。現実的に、当初予算では400万円の予算があって、3月補正で110万円を減額して、今、290万円の残があるのです。290万円を全部執行しているとすれば、財源がないわけだから、同じ補助費同士で流用するか、あるいは、予備費から流用しっ放しというような形で支出することは可能ですし、債務負担行為を起こして支払いは可能なのです。

歳入については、雑入で国からも道からも同じ給付金として3万3000円と8000円が入ってきています。これは7年度予算ですから、7年度予算で6年度まで使っていた事業内容で入れるのが果たしていいのでしょうか。

深く追及はしませんが、この額面どおり、7年の3月中に生まれています、それに対するものと捉えれば、6年度支出が正しいのかなと思うのですが、その見解だけ聞いておきたいと思います。確定時期がいつだからこうしましたというのであれば、それで結構です。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 72ページのじん芥処理に要する経費のうち、根室市じん芥焼却場建設工事負担金の質問についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃいました現在稼働している焼却場の解体費については、全員協議会終了後に根室市の担当に確認したところ、議員のご指摘のとおり、浜中町には負担は求めないという確認が取れましたので、ご報告させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 66ページの地域振興に要する経費のうち、コミュニティ事業助成金の名称の関係でございます。

議員のご指摘も踏まえまして、今後どのように表記するかについて検討してまいりたい

と思います。

それから、同じく 6 6 ページの地域公共交通に要する経費の予算の組替えの関係です。

町が策定の主体と考えておりますけれども、実際は活性化協議会にも意見等をもらいながら策定することを基本として考えておりました。

今回、令和 7 年度から創設ということですが、国からの補助の情報も遅かったということ、それから、活性化協議会からの申請が条件だということを知ったのも遅かったために遅れました。

事業量調査というものでこの補助金を使うかどうかの意向を示してくださいということであったので、手を挙げさせていただいて、そうしましたら浜中町を該当させますよという連絡が来たのが本年 2 月下旬であり、新年度予算に間に合わなかったということです。

新年度予算に間に合うようにエントリーできていれば、初めから活性化協議会の補助でやらせていただいたのですが、そういった事情からこのたびはこの時期の予算の組替えとなったという経緯でございます。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 妊婦のための支援給付金に要する経費のうち、出産・子育て応援給付金の支出時期についてのご質問にお答えいたします。

制度の変わり目ということもありますし、同じような給付金もあります。また、支給に関してポイントが二つほどあります。

まず、一つ目は、いつ出産したかによって給付金が違います。令和 7 年 3 月以前の出産だった場合、出産・子育て応援給付金が対象になってきますが、令和 7 年 4 月以降の出産だった場合は妊婦のための支援給付金となります。

二つ目は、支出の原因となる行為がいつだったかによって支出年度が異なります。

申請行為もあるので、紛らわしいのですが、まず、妊婦のための支援給付金は出産したら給付するという流れになります。しかし、今回、予算計上いたしました出産・子育て応援給付金は出産だけでは給付の対象にはなりません。出産後、面談したかどうかの事実をもって給付金を支給することになります。

ですから、3 月に出産された方であっても、この面談を年度をまたいで 4 月に行った場合は出産・子育て応援給付金の対象になるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第 5 3 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第５４号 令和７年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（落合俊雄君） 日程第５、議案第５４号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第５４号令和７年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、高齢者のＩＣＴ支援アプリ導入に伴うシステム使用料について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出３款地域支援事業費、介護予防事業に要する経費で、高齢者ＩＣＴ支援アプリのまちたっぷ導入に伴う初期導入費及びアプリ使用料４４万円の追加となります。

一方、歳入につきましては、６款繰入金、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業４４万円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は５億１０８９万４０００円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第５４号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

６番田甫哲朗議員。

○６番（田甫哲朗君） ただいまの説明で分からないことがあります。ＩＣＴ支援アプリなるものの具体的な内容です。どのような活用がなされ、高齢者福祉にどのような利便性があるのかを分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 介護予防事業に要する経費のうち、システム使用料４４万円の関係についてお答えいたします。

まず、まちたっぷというものはスマートフォンで利用するアプリになります。比較的健康な高齢者を対象に町民全員が利用できるサービスを目指し、ＴＯＰＰＡＮ株式会で開発されたアプリです。今までスマートフォンを使用したことがない高齢者でも簡単に操作できる仕組みとなっております。

次に、本町がまちたっぷの導入に至った経過ですが、全国的に高齢化が進む中、地域におけるひとり暮らしの高齢者は増加し続ける一方でありまして、現在、支援する側の人手不足も懸念されている状況でございます。そういった中、ＩＣＴを活用した介護予防の取組につきましては、自宅において健康を維持するために有効な取組であるとともに、高齢者のデジタル活用の不安解消や業務の効率化を通じた職員の負担軽減にもつながる取組として期待されております。

本町では、昨年１２月中旬から試験的に無償でまちたっぷを導入いたしました。特に、本町の介護予防に関しましては、健康教室、ハツラツ倶楽部わっはっは、各種介護予防事業を展開しております。その高齢者を対象に、主に行事のお知らせ、行事の出欠確認をメインにこのアプリを導入いたしました。

このアプリは非常に操作が簡単なものであります。また、広告が入ることもないですし、ボタン操作が非常にしやすいということで、高齢者の方にも非常に使いやすいとの好評を得ております。

現在、５６名が登録しております。そのうち、４４名が高齢者の方ですが、平均年齢が７７歳であり、上は８９歳の方も使っております。そういった方でもこのアプリであれば簡単に操作できるということが最大のメリットかなと思っております。

それから、もう一つのメリットですが、紙による周知が必要ないこと、電話をかける必要がないということがあります。このアプリで全て情報提供できるということで、余分な文字打ちもないですし、高齢者にしてみればすごく便利だということで、高齢者同士でもその輪がどんどん広がってきております。

将来的には高齢者全員にまちたっぷを利用していただきたい、さらに申し上げますと、町民全体がまちたっぷを利用しながら行政の様々な情報をこのアプリで得てもらいたいという思いもあります。

ＩＣＴ技術が進んでいる中でＤＸを国が掲げておりますので、介護に限らず、様々な場面でこのアプリの利用を国を挙げて取り組んでいる最中ですし、今は試験的に介護の分野で使わせていただいておりますが、総務課、企画財政課ともまちたっぷの拡充について協議している最中です。まず、高齢者にしっかり使っていただいて、さらに、スマートフォンの利用の普及も兼ねまして、スマートフォンの操作の教室も開くなどし、なるべくスマートフォン、そして、まちたっぷを様々な機会に活用できればという思いで今回導入しました。

今回の補正額ですが、試験期間が本年５月いっぱいから６月から有料になってしまうものですから、令和８年３月末までの利用ということで４４万円の計上をさせていただきました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第 5 4 号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 5 号 令和 7 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（落合俊雄君） 日程第 6、議案第 5 5 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第 5 5 号令和 7 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、診療所修繕に伴う経費などについて補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出 1 款総務費、浜中診療所管理に要する経費では、修繕料、診療所減圧弁取替え及び診察室等水道漏水修理で 4 5 万 1 0 0 0 円の追加、医業に要する経費では、医療機器購入、輸液ポンプ 2 台の購入で 5 6 万 5 0 0 0 円の追加、入院患者等給食に要する経費では、施設用備品購入、炊飯器 1 台の購入で 3 万円の追加となります。

一方、歳入につきましては、3 款繰入金、一般会計繰入金で 1 0 4 万 6 0 0 0 円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は 3 億 3 6 4 1 万 5 0 0 0 円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 5 5 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 修繕料について伺っておきたいと思います。

減圧弁の取替えということでありました。減圧弁というのは、診療所ですので、いろいろなものがあるのかなと思うのです。例えば、酸素吸入に使う減圧弁のほか、水道では使っていないと思うのですけれども、何に係る減圧弁で、更新ということなのか、それとも、

修繕不能なので、取り替えるということなのか、もうちょっと分かりやすく説明していただきたいと思います。

また、水道管の漏水の原因です。腐食などであれば、ほかにも波及する話になるのですが、けれども、どういう理由で漏水が発生したのかについてもご説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 議案９４ページの浜中診療所管理に要する経費のうち、需用費の修繕料についてお答えいたします。

まず、減圧弁の修理についてです。

診療所に一番初めに入ってくる水道の流入口の場所の通常の水道管の圧力が５キロぐらいです。入ってきたところにすぐに減圧弁がついておりまして、通常、そこで２キロぐらいの圧力に落としています。

今回、減圧弁が動作不良となりまして、まず、診療所内の全体の給水圧力が低下する症状が現れ、また、給湯設備関係が圧力不足によって使用できないという問題が発生しました。場所が場所だっただけに、早急な修繕が求められたことから、５月上旬に工事を完了させておりました。

次に、水道管の漏水についてです。

診察室の蛇口の根元部分や消毒室の蛇口の水道管と水道蛇口のジョイント部分にゴムパッキンが入っているのですが、こちらが経年劣化によって腐食し、漏水が発生しています。いかんせん水道の蛇口自体も古いものでして、修理も利かないということで、蛇口ごと交換させていただきました。

確かに、今、議員がおっしゃったとおり、診療所は築３２年ですので、こういったものが課題になってくるのかなと認識しております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第５５号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議員の派遣について

○議長（落合俊雄君） 日程第 7、議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第 127 条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

日程第 8 閉会中の継続調査の申出について

○議長（落合俊雄君） 日程第 8、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和 7 年第 2 回浜中町議会定例会を閉会します。

（閉会 午前 11 時 48 分）